

1月 学童保育条例案を否決 臨時会 「少子化・子育て支援対策の充実にに関する決議案」を可決

大阪市会は、条例制定の直接請求による「大阪市学童保育条例の制定について」を審議するため、1月臨時会を1月22日から26日まで開きました。

この案件は、地方自治法の規定に基づく市民からの直接請求による大阪市学童保育条例案に市長の意見書が付されたものです。

条例案の主な内容

これまで自ら場所と指導員を確保してきた共同学童保育に対し、これを条例化し留守家庭児童への固有の施策を実施するのは大阪市の責任であるという趣旨で、対象児童、学童保育室の設置・運営、指導員の配置、事業の運営に必要な費用の支弁などについて11条にわたり定めている。

市長の意見書の主な内容

本市では、留守家庭児童を含むすべての学齢児童を対象に、「児童いきいき放

課後事業」をほぼすべての小学校で既に実施しており、留守家庭児童にとっては遊び及び生活の場となっている。

また、「子どもの家事業」及び「留守家庭児童対策事業」において、児童福祉法の規定する放課後児童健全育成事業等を実施するものに対して所要経費の助成を行っており、小学校に就学している概ね10歳未満の留守家庭児童の健全育成事業の推進を図っている。

よって、条例案の目的は達成されており、条例制定の必要はないと考える。

市会での審議

これを受けて、大阪市会では、1月22日の本会議において、本案件の審査を民生保健委員会に付託しました。

民生保健委員会では、3日間にわたり、慎重かつ熱心に審査を行いました。主な質疑項目は別掲のとおりですが、審査の結果、委員会としては多数により否決すべきものと決しました。

これを受けて開かれた1月26日の本会議では、民生保健委員長から委員会の審査の結果と経過について報告があり、その後、条例案に対し賛成・反対の双方の立場から討論が行われました。そして、採決の結果、多数によりこの条例案を否決しました。

また、21世紀を担うすべての児童の健全育成及び子育てと仕事の両立支援対策として、「児童いきいき放課後事業」及び保育サービスの一層の充実など、少子化・子育て支援をより総合的かつ強力に推進するよう求める「少子化・子育て支援対策の充実にに関する決議案」を可決し、臨時会を閉会しました。

主に平成13年度予算案などを審議する市会定例会が、3月2日から28日までの予定で開かれます。なお、本会議の様子は直接傍聴できます。また、常任委員会の模様は市役所内に設置のモニターテレビでご覧いただけます。

民生保健委員会での 主な質疑項目

- ・本市の留守家庭児童対策事業、児童いきいき放課後事業、子どもの家事業の3事業と国の放課後児童健全育成事業との関係
- ・現行3事業への国庫補助などの現状
- ・本条例案と児童福祉法、社会福祉法との関係
- ・児童いきいき放課後事業における活動内容の充実
- ・少子化・子育て支援対策と今後の3事業のあり方
- ・助成金の適正・有効な執行と実態把握
- ・学童保育への緊急避難的な余裕教室の提供
- ・学童保育に対する助成金の大幅増額
- ・14万人を越す署名に対する市長の認識